

戦争させない社会の可能性（報告下）

～積極的市民グループとの提携～

戦争させない社会研究準備会
2025年8月 河野道夫（沖縄県読谷村在住）

はじめに

日本は、憲法を「平和創出宣言」または「非軍事化宣言」として活用する道義的責任がある。その理由は《上》で紹介したように、全世界の人々の平和的生存権の確認¹、平和を愛する人々の公正と信義を信頼して安全と生存を保持する決意、政府に戦争させない決意、戦力の不保持と交戦権の否認、個人の尊厳と基本的人権を保持する努力の規定があり、また他国の責務に言及し「いずれの国も自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」としているからである²。

60年代後半から1994年まで、社会党は憲法の特徴を「非武装中立」「護憲・民主・中立」などと表現していた³。筆者はこの党を「憲法を活かそうとする党」「議会活動と社会運動を両輪とする党」と理解し、21世紀初頭まで政策部門で30数年間働いた。2011年からは読谷村民となり、新基地建設の反対運動や戦没者の尊厳を守る研究会に参加している。これらの経験から社会党の消滅を振り返り、その上で「戦争させない社会」への手がかりを追求する。

I. 社会党の独自性と存在理由

80年代から世界は新自由主義に見舞われ、見えにくい“社会党・総評潰し”も含まれていた。たとえば、1983年第二臨調（土光敏夫会長）の答申後、国労・日教組・自治労の弱体化、三公社五現業（国鉄・専売・電々＋郵政・造幣・印刷・国有林野・アル専）の民営化、自治体業務の民間委託などが進み、87年に連合が設立され89年に総評が解散した⁴。村山政権成立後の94年9月党大会は、安保堅持・自衛隊容認へ転換し、当時中央執行委員の温井 寛は「社会党の歴史的使命は終わった」とした（『社会党的なるもの』八月書館1995年、499頁）。基本政策を政府方針に合わせて転換するという不条理は、民主党への大量離脱による混乱と“社会党潰し”の流れが影響しただろう。ただし、基本政策を実現可能な政策として追求してこなかったという批判は⁵、当たっているといわなければならない。

¹ 大脇雅子弁護士（元参議院議員）は「平和的生存権」と「抵抗権」を重視し、沖縄における新基地建設反対の非暴力抵抗に注目する一大脇『武力によらない平和を生きる：非暴力抵抗と平和的生存権』旬報社2023年。

² 小田 実によると「ベトナム戦争のアメリカ脱走兵がこの憲法を世界で最も優れていると言った」。日本へ亡命を願う者がいて「彼の心の中の日本国憲法はいわば人類の憲法だった」「その憲法が、国家の強制力の矛盾が鋭く露呈する戦争を放棄し、軍隊を持たないと明記していたからだ」——小田「私自身の中の平和」——日高六郎・城塚登編『哲学5 社会の哲学』岩波講座1969年、231-2頁。

³ 非武装中立（党見解要旨）：それは「人類の共有財産として世界の反戦平和運動によって、国内では勤労大衆による民主主義の闘いによって支えられる」「原爆の洗礼を受け廃墟から立ち上がった民衆の歴史的な所産かつ世界の平和友好者共通の悲願であり、世界史の創造にとって先駆的な役割」「安保体制か非武装中立かを論じる場合、どちらが日本とアジアの平和や緊張緩和に有効かという観点から接近すべき」——1968年12月28日「非武装・平和中立への道」——党政策審議会編『日本社会党政策資料集成』機関誌局90年、516頁上段、519頁下段、521頁上段。74年「国民連合政府綱領」は「護憲・民主・中立・生活向上の政権」、86年「新宣言」は「非同盟・中立・非武装」。

⁴ 日経連は1995年5月「新時代の『日本的経営』」を發表し、昇給制度の対象となる長期正規雇用を減らし、昇給なしの有期 or 臨時的雇用を増やす方針を明らかにした。

⁵ 寺島俊穂（関西大学名誉教授）は「政権につくとなぜいとも簡単に基本政策を変えてしまったのか」「基本政策を実現するために政権をとるわけだが、基本政策をリアルな形で実現可能な政策として追求してこなかったということだ」——寺島『市民的不服従の積極的意味』明治学院大学国際平和研究所、2023年、64~5頁。

- ・ **東アジアで生きるための非武装中立**：非武装中立は憲法原則だけでなく現実対応でもある。日米安保体制の「抑止力」は近隣諸国の脅威になるからだ。そもそも敵対関係の一方に組することは、東アジアの緊張緩和に逆行する。山口書記長は1989年に「政治的に西側、軍事的に中立」をめざすとしたが（9月9日『読売新聞』10月20日『東京新聞』）安保は解消しなかっただろう。「非武装中立」「護憲・民主・中立」などは（脚注3参照）東アジアで生きるための非軍事化勢力としての目標で社会党の存在理由の一つだったので、それを棄ててしまうなどは思いもよらなかった。

本来、連立政権の政策は「合意事項」だけに拘束され「非武装中立」などを保持するかどうかは、党の独自性と自己決定権に関わることである。後述するように（Ⅲ(1)）連立各党は何よりもまずそのことを確認し合意すべきだった。

- ・ **攻められたらどうするか**：国家関係はある日突然襲われる事態はありえない。なぜなら、紛争原因について粘り強く交渉し、武力衝突を回避する話し合いに努めるからである⁶。この原則は、外務省の設置目的にも反映されている⁷。テロや侵略の行為も相当部分は積年の未解決問題が原因だ。イスラエルとハマス、ロシアとウクライナも歴史的関係を見る必要がある。それでもなお「攻められたら？」への対処としては（規定はないが）、憲法制定国会では国内警察力などと国連の集団安全保障が期待されていた。しかし東西対立で国連の機能は望めず、一方でEU, OSCE, NATOなどがモデルとされ、他方では非暴力抵抗、市民的不服従などが研究されている。

II. 革新軌道から外れた保革連立政権

非武装中立など憲法原則は保革連合の段階で消失してしまった。政権をめざすのは政党としての本性だが、革新の軌道を外すと社会運動の多くは離反してしまう⁸。「革新の軌道」とは、社会状況や世論との関係で流動的で不定形だが、社会党の政策転換と総評解散（地域では地区労解体）が重なり、運動の多くは衰退または孤立することになったのは事実である。

- ・ **野党連合から保革連合へ**：80年代後半から模索された野党連合の政策は、要するに《安保・自衛隊の現実から出発して非武装・中立へ接近》だった。たとえば、87年8月20日山口鶴男書記長見解では、日米安保を今世紀末までに友好条約に、自衛隊の段階的解消、原発は稼働限度まで、朝鮮半島の平和的自主統一など。同書記長の89年8月21日「連合政権政策の基本的考え方」は、安保・自衛隊の存続から軍縮の推進、非核三原則の厳格化、日米共同作戦の中止、米軍基地の縮小撤去、防衛費GNPの1%厳守、シベリアンコントロールの厳格化など。しかしその後、保守勢力が加わると様相は一変し、連立政策は《安保・自衛隊の維持+軍縮》程度になってしまった。
- ・ **93年7月28日八会派の保革合意**：非自民非共産八会派—社会・新生・公明・日本新・さきがけ・民社・社民連・参院会派民主改革連合—の細川^{もりひろ}護熙政権（93年8月-94年4月）は「自民党政権が果たせなかった政治改革（選挙制度改革・政治浄化・腐敗防止）」を最優先とした。その合意事項は、外交・防衛など国の基本政策は継承しつ

⁶ 加藤周一の意見（要約）：「国際問題ではある国の指導者の頭がおかしくなったという前提で説明しない方がいい。どこの国も、戦争した時にどのくらいの損害と利益があるか、差引勘定がプラスにならないとやらなければならない」—加藤周一対話集『憲法・古典・言葉』かもがわ出版2008年、80頁（後藤田正晴との対話）。

⁷ 1999年7月16日改正外務省設置法：第3条（任務＝要約）「外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与すること、主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること、並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ国際社会における日本と日本国民の利益の増進を図ることを任務とする」。旧法は49年5月31日公布。

⁸ 社会運動：社会党は住民・市民・労働者・農民・女性・学生・病者・障害者・被差別者などの運動と広く提携していた。

つ世界の平和と軍縮に責任と役割を担い、国際社会に信頼される国づくりを行う（『朝日新聞』7月29日）。その後、社会党とさきがけの離脱によって政権は崩壊し、両党不参加で新生党中心の羽田 孜 政権（94年4月）を経て「自社さ連立政権」となった。

- ・**94年6月29日自社さ三党合意**：社会党と新党さきがけがまとめ、自民党が受け入れた「三党合意事項」のうち、外交・安全保障の部分は次の通りだ。これによって村山富市首相の保革連立政権がスタートした⁹。
①軍事大国化せず核武装の意思のないことを世界に発信する。②自衛隊・日米安保を維持し、軍縮を推進する。③普遍的安全保障を理念とする憲法を踏まえて、国連PKOに積極的に参加する。④地球規模の問題解決を通じて、軍事力に頼らず世界の平和と共存に貢献。⑤北朝鮮の核開発問題には米韓と協議し、中露との連携も重視するなど。
- ・**同年7月18日村山首相の演説と答弁**：政策転換の根拠とされた村山首相初の所信表明演説は（衆議院本会議の要約）「軍備なき世界を人類の究極的な目標とし、二度と軍事大国の道は歩まぬとの誓いを後世に伝える」「非核三原則の堅持、武器輸出管理の厳格実施」「日米安保体制を堅持し、自衛隊は専守防衛に徹し必要最小限の防衛力を整備」などだった。非武装中立の政治的役割は終了（7月20日衆議院本会議）、国旗・国歌の文部省指導を容認（同21日参議院本会議）などの答弁を含めて、党執行部は次に見るように無理を承知で党の政策として受継ぐことにした¹⁰。
- ・**同年9月4日党大会**：村山首相の国会演説・答弁に沿った方針が9月臨時大会に提案された。執行部は、党の政策と首相の見解が矛盾すれば野党の追及をかわせないと判断したためである（次の小項「修正案を否決」参照）。自衛隊法は最高指揮監督権を総理大臣とするため「自衛隊合憲」は避けられない。大会への提案は、①冷戦の崩壊で「中立・非同盟」は歴史的役割を終え、非武装は人類の理想。②自衛隊は憲法の枠内、日米安保条約は堅持。③PKOに積極的参加、PKF凍結解除も検討。④日の丸・君が代は国旗・国歌。⑤稼働中原発は過渡的エネルギーとして容認など。

「非武装」は憲法の原則だが「人類の理想」にされてしまい「中立・非同盟」の党方針は歴史的役割を終えたとされた。しかし、冷戦構造は東アジアに残っているし、非同盟諸国会議は存続し¹¹、直近は2024年第19回に121ヵ国がウガンダに集い日本はオブザーバーで参加。国旗・国歌については法定（1999年）されていない間は「現場に任せよ」と主張していた。

- ・**修正案を否決**：代議員の間には連立各党の独自性を尊重する視点から「自民党が改憲を棚上げし社会党が非武装中立を棚上げする」という考えがあった。有志の提案した修正案は、①政策転換を村山政権下に限る、②「自衛隊は憲法の枠内」などを削除、③安保条約「堅持」は「維持」になど。修正案は70票差で否決され（152対222）結果的に原案が成立した。討論では21都道府県本部が発言し、東京・岐阜など8都道府県が本部提案を支持した。沖縄・広島など13県が反対し「党の政策と連立政権の政策を一致させる必要はない」と修正を迫った。久保亘書記長は「政策転換を村山政権下に限ると党首と首相の立場を使い分けることになる。とくに自衛隊違憲の見解を変えないなら首相を引き受けてはならない」と答弁した（9月4日『東京新聞』）。

⁹ 自社さ連立政権＝村山富市首相：1994年6月30日～96年1月11日。筆者の総理大臣秘書官在任は95年8月～96年1月まで。社民党への党名変更は96年1月19日の大会。

¹⁰ 退任後の村山委員長は1996年、総理演説・答弁は「社会党が政策転換をするいい機会にしたいと考えた」と語った。共同通信社情報企画局編『村山政権激動の561日：ドキュメント政界再編』共同通信社1996年4月、70頁。この報告の筆者（河野）は、責任を一身に引き受けるのが「村山流」だったと解釈している。

¹¹ 非同盟諸国首脳会議：1950年代にネルー・周恩来両首相の「平和五原則」を受けて発足。第1回は1961年ユーゴのベオグラード。1970年第3回以降、国連総会のつど外相会議で連帯を維持している－外務省HP。

III. 革新軌道の参考

以上の集約と反省から、現在と将来の「革新軌道」の参考になると思われる四つを指摘する。

(1) 独自性と存在理由の明確化

連立政権は、その「合意事項」以外は各党の独自性を尊重することを何よりもまず共同宣言すべきだった。政権は安保・自衛隊の存在から出発するが、保革連立の場合、非武装中立の方向は合意されないだろう。他党から問われても「政権としては合意がない」「党としては一時棚上げ」であって非武装中立を放棄する必要はない。そもそも、持続可能な政党には明確な独自性と存在理由があるはずだ。そのうえ、法治国家においては憲法とその解釈・運用のあり方を示さなければならない。それは、私たちの国家と社会の基本性格と目標を示すことにほかならない。

(2) 安保体制の過重負担から沖縄の解放

沖縄は現在も米兵の犯罪に苦しめられ「軍隊は住民を守らない」という沖縄戦の教訓を思い出さずにはいられない。社会党の政策転換はこのような沖縄を裏切る結果となった¹²。沖縄差別を象徴する安保体制の過重負担を解消しなければ「安保・自衛隊」の容認は不可能に近い。翁長知事が指摘した「憲法の上に日米地位協定、国会の上に日米合同委員会」という現状の改革が最優先されるべきだった。「再び軍事的手段に利用されてはならない」「戦争につながる一切の政策に反対」とした1971年琉球政府『建議書』の支持がいまだに強いことを考慮する必要がある。

(3) 積極的市民グループとの提携

革新勢力が提携すべきは市民グループの積極性にある。たとえば「戦争止めよう！沖縄・西日本ネットワーク」が2025年に結成され東日本に拡大し始めたが¹³、これは各地の小グループをつなぐ活動である。しかし政治の側には、市民グループとの提携に積極性が見られない。市民グループをつなぐこともその連絡センターを用意することも政党の支援・協力は容易ではなく、しかも市民の側に選挙協力はほとんど期待できない。さらに、市民の側が人間性の崩壊や文明の危機に直面しているのに対し、政治の側は経済成長と競争社会に埋没し、価値観が異なることが多い。それでも「戦争させない社会」は、議会活動と社会運動の恒常的な提携に期待するしかないと思われる。

(4) 憲法復元計画や専守防衛計画の提起

「基本政策を実現可能な政策として追求してこなかった」という社会党批判はIで紹介した(脚注5)。実現可能な政策の参考には、大田沖縄県知事の1996年「基地返還アクションプログラム」の10年がかり計画や、日中韓三国による文化交流・信頼醸成・防衛対話など実行されているプログラムがある。また「北東アジア経済圏の形成」を目標に93年島根県知事の呼びかけた東アジア地域自治体会議は、97年に日中韓朝露蒙6カ国による「北東アジア地域自治体連合」へと発展した¹⁴。たとえば、私たちが「憲法復元計画」や「専守防衛計画」の立案にとりくむとすれば、法治国家や立憲主義のあるべき姿を示すことになり、実現可能でなくても大きな意義がある。

¹² 沖縄県本部は一時中央との関係を「組織凍結した」「安保容認は党方針に反すると迫ったが聞き入れられなかった」(県本部委員長新垣善春県議が2010年11月インタビューに答えた)——『新垣回想録』光文堂2011年、139頁。

¹³ ミサイル配備など自衛隊基地の拡大や全国で130棟の弾薬庫新設への各地域における抵抗運動が含まれる。

¹⁴ 北東アジア地域自治体連合：日本から1府10県＝青森・秋田・山形・新潟・富山・石川・福井・兵庫・鳥取・島根各県＋京都府。参加自治体数＝中国14・韓国16・DPRK2・蒙22・露17。事務局＝2005年から韓国慶尚北道浦項市。北東アジア経済圏 or 環日本海経済圏の形成は、財団法人環日本海経済研究所(93年新潟市に設立)が初めて提起した。同研究所は2023年3月末に解散し、新潟県立大学北東アジア研究所に移行した。